

別表（第4条関係）

助 成 対 象 事 業			助成対象者	助成金交付限度額	要 件	
事 業 名	区分	事 業 の 内 容				
国際交流・国際貢献事業	国際友好交流都市・地域交流推進事業	1号	・両市間の相互理解と友好親善を目的に10人以上により構成される市民グループ（団体）が、国際友好交流都市・地域を訪問する場合	市民（10人以上のグループ・団体。ただし、グループ・団体の構成員の2／3以上が岡山市に住民票を有することを条件とする。）	1人あたり5千円を基準に20万円（40人分）を限度とする。	・構成員が対象員数に算定されるのは単年度につき、1回限りとする。 ・国際友好交流都市・地域又は近隣都市に2泊以上し、国際友好交流都市・地域で2日以上の友好交流を行うこと。
		2号	・国際友好交流都市・地域との交流事業において、協議会又は岡山市からの依頼を受け、国際友好交流都市・地域において公演等を行う場合	団体	補助対象経費（旅費・宿泊費・現地交通費）の1／3と20万円を比較して低い額内	・単年度につき、1回限りとする。 ・国際友好交流都市・地域又は近隣都市に宿泊し、国際友好交流都市・地域で公演等を行うこと。
		3号	・国際友好交流都市・地域との交流事業において、協議会又は岡山市からの依頼を受け、本市又は近隣都市において公演等を行う場合	団体	事業費の1／3と20万円を比較して低い額内	・単年度につき、1回限りとする。

	海外国際活動振興事業	4号	・海外の開発途上国等において人材を派遣し、国際援助活動等を行う場合	団体	事業費の1/3と30万円を比較して低い額内	・単年度につき、1回限りとする。
		5号	救援物資等を開発途上国等に輸送する場合	団体	事業費の1/3と10万円を比較して低い額内	・単年度につき、1回限りとする。
地域国際化推進事業	地域国際化推進事業	6号	・日本人市民と外国人市民の交流と相互理解の促進のための場の恒常的提供並びに外国人市民の生活に不可欠な情報の提供やコミュニケーション能力向上等に寄与する公益性の高い継続的かつ複合的な事業で、不特定多数の日本人市民に国際理解を促進するための宣伝、啓発効果が高い事業	団体	事業費の1/3と100万円を比較して低い額内	・単年度につき、1回限りとする。 ただし、地域国際化が極めて重要な今日的な課題であることから、継続の必要性を適宜検討する。
		7号	・日本人市民と外国人市民の交流と相互理解の促進のため、不特定多数の日本人市民に国際理解を促進するための宣伝、啓発効果が高いと特に認められる場合	団体	事業費の1/3と20万円を比較して低い額内	・単年度につき、1回限りとする。 ただし、地域国際化が極めて重要な今日的な課題であることから、継続の必要性を適宜検討する。
プロモーション 活動事業	都市イメージ向上促進事業	8号	・海外の都市において本市を積極的にPRする等により、本市の都市イメージ向上に著しく貢献し、観光客誘致等につながる場合	団体	事業費の1/3と10万円を比較して低い額内	・会長が特に認めたもので、団体に対して1回限りとする。